

知床国立公園

指 定 書

及 び

公園計画書

(環境省原案)

平成 年 月 日

環 境 省

知床国立公園

指 定 書

(公園区域の一部変更)

目 次

1 変更理由	5
2 変更する区域	6

1 変更理由

知床国立公園は、昭和39年6月1日に指定され、その後昭和55年2月4日には公園区域の一部変更、昭和59年6月15日には公園区域及び公園計画の全般的な見直しを内容とする再検討、平成2年12月1日には乗入れ規制地区の指定、平成7年2月21日には公園計画の点検、平成15年8月20日には北海道自然歩道の追加による公園計画の一部変更、平成17年12月22日には公園区域の一部変更及び羅臼集団施設地区内の整備計画区の一部変更が行われている。

今回、公園区域に編入しようとする地区は、国立公園の境界に接し、公園のエントランスにあたる地区であり、地区内のルサ川では、サケマス類の遡上が見られ、周辺にはシマフクロウなど希少野生動物やヒグマも生息している良好な自然環境が残された場所である。

平成21年には、知床世界遺産ルサフィールドハウスが整備され、知床世界自然遺産地域及び国立公園のうち、特に知床半島先端部地区や海域の自然及び保護管理に関する普及啓発が始まったところである。

また、当該地区は、知床半島におけるエゾシカの主要な越冬地の一つであり、エゾシカ対策を重点的に講じていくべき地区の一つにもなっている。

したがって、早急にエゾシカ対策を講じ、当該地区の良好な風致を維持するとともに、本公園の教化機能の充実を図るため、公園区域に編入するものである。

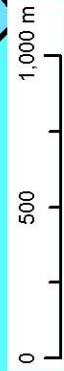
2 変更する区域

知床国立公園の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 1 : 公園区域変更表)

番号	区分	変更部分の区域
1	拡張	北海道目梨郡羅臼町 北浜の一部

変 更 理 由		面積 (ha)								
<p>国立公園の境界に接し、公園のエントランスにあたる地区であり、隣接するルサ川では、サケマス類の遡上が見られ、周辺にはシマフクロウなど希少野生動物やヒグマも生息する良好な自然環境が残された場所である。</p> <p>平成21年には、知床世界遺産ルサフィールドハウスが整備され、知床世界自然遺産地域及び国立公園のうち、特に知床半島先端部地区や海域の自然及び保護管理に関する普及啓発が始まったところである。</p> <p>また、当該地区は、知床半島におけるエゾシカの主要な越冬地の一つであり、エゾシカ対策を重点的に講じていくべき地区の一つにもなっている。</p> <p>したがって、当該地区の良好な風致を維持するとともに、本公園の教化機能の充実を図るため、公園区域に編入するものである。</p>		<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">3</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">国</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">公</td><td style="text-align: right;">2</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">私</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> </table>		3	国	1	公	2	私	0
	3									
国	1									
公	2									
私	0									
変更部分面積計	陸域	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">3</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">国</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">公</td><td style="text-align: right;">2</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">私</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> </table>		3	国	1	公	2	私	0
		3								
国	1									
公	2									
私	0									
	海域	0								
変更前公園面積	陸域	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">38,633</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">国</td><td style="text-align: right;">36,215</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">公</td><td style="text-align: right;">758</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">私</td><td style="text-align: right;">1,660</td></tr> </table>		38,633	国	36,215	公	758	私	1,660
		38,633								
国	36,215									
公	758									
私	1,660									
	海域	22,353								
変更後公園面積	陸域	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">38,636</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">国</td><td style="text-align: right;">36,216</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">公</td><td style="text-align: right;">760</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">私</td><td style="text-align: right;">1,660</td></tr> </table>		38,636	国	36,216	公	760	私	1,660
		38,636								
国	36,216									
公	760									
私	1,660									
	海域	22,353								



区域変更図



凡例	
①	— ②
②	— ③
国有地界	
見透線界 (国有地南端から南南東に向かって汀線に至る直線)	



区域変更図(副図)

凡例	
① — ②	国有地界
② — ③	見透線界(国有地南端から南南東に向かって汀線に至る直線)

知床国立公園

公園計画書

(公園計画の一部変更)

目 次

1	変更理由	13
2	規制計画	14
(1)	保護規制計画	14
ア	特別地域	14
(ア)	第3種特別地域	16
イ	面積内訳	18
(ア)	地域地区別土地所有別面積	18
(イ)	地域地区別市町村別面積	18
(2)	利用調整地区	20
3	事業計画	22
(1)	施設計画	22
ア	利用施設計画	22
(ア)	単独施設	22
(2)	生態系維持回復計画	24
ア	生態系維持回復事業	24

1 変更理由

知床国立公園は、昭和39年6月1日に指定され、その後昭和55年2月4日には公園区域の一部変更、昭和59年6月15日には公園区域及び公園計画の全般的な見直しを内容とする再検討、平成2年12月1日には乗入れ規制地区の指定、平成7年2月21日には公園計画の点検、平成15年8月20日には北海道自然歩道の追加による公園計画の一部変更、平成17年12月22日には公園区域の一部変更及び羅臼集団施設地区内の整備計画区の一部変更が行われている。

公園区域のうち、知床五湖は、ヒグマをはじめとする野生鳥獣にとって重要な生息地であると同時に、知床を代表する利用拠点でもあることから本公園内で最も利用者が訪れる地区である。近年、利用者の集中等により歩道の荒廃及び歩道の踏み外しによる周辺植生の踏み付けや裸地化が見られる他、不特定多数の利用者とヒグマの軋轢も生じている。このため、利用者の集中による自然環境への負荷、利用マナーの低下などへの対策として、利用の量のコントロールと質の改善を促進することが必要である。したがって、一定のコントロールのもと、豊かな自然体験の場を提供するため、知床五湖地区を利用調整地区として指定するものである。

また、本公園においては、知床世界自然遺産地域科学委員会での検討を経て、知床半島エゾシカ保護管理計画を策定し、同計画に基づくエゾシカ対策を国立公園内の各所において、関係機関が実施している。これらの対策について、国立公園計画との整合を図るとともに、円滑な対策が進められるようにするため、生態系維持回復事業を追加する。

あわせて、国立公園区域に編入されるルサ地区を第3種特別地域に指定し、知床半島先端部地区利用者等への情報提供拠点とするため園地計画を追加する。

2 規制計画

(1) 保護規制計画

保護規制計画の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 2 : 特別地域変更表)

番号	区分	変更部分の区域
1	拡張	北海道目梨郡羅臼町 北浜の一部

変 更 理 由	面積 (ha)												
<p>国立公園の境界に接し、公園のエントランスにあたる地区であり、ルサ川ではサケマス類の遡上が見られ、周辺にはシマフクロウなど希少野生動物やヒグマも生息する良好な自然環境が残された場所である。</p> <p>平成21年には、知床世界遺産ルサフィールドハウスが整備され、知床世界自然遺産地域及び国立公園のうち、特に知床半島先端部地区や海域の自然及び保護管理に関する普及啓発が始まったところである。</p> <p>また、当該地区は、知床半島におけるエゾシカの主要な越冬地の一つであり、エゾシカ対策を重点的に講じていくべき地区の一つにもなっている。</p> <p>当該地区の良好な風致を維持するとともに、本公園の教化機能の充実を図るため、特別地域とするものである。</p>	<p style="text-align: right;">3</p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">[</td> <td style="padding: 0 10px;">国</td> <td style="text-align: right; padding: 0 10px;">1</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>私</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td></td> </tr> </table>	[国	1]		公	2			私	0	
[国	1]										
	公	2											
	私	0											
変更部分面積計 (陸域)	<p style="text-align: right;">3</p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">[</td> <td style="padding: 0 10px;">国</td> <td style="text-align: right; padding: 0 10px;">1</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>私</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td></td> </tr> </table>	[国	1]		公	2			私	0	
[国	1]										
	公	2											
	私	0											
変更前公園面積 (陸域)	<p style="text-align: right;">38,633</p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">[</td> <td style="padding: 0 10px;">国</td> <td style="text-align: right; padding: 0 10px;">36,215</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公</td> <td style="text-align: right;">758</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>私</td> <td style="text-align: right;">1,660</td> <td></td> </tr> </table>	[国	36,215]		公	758			私	1,660	
[国	36,215]										
	公	758											
	私	1,660											
変更後公園面積 (陸域)	<p style="text-align: right;">38,636</p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">[</td> <td style="padding: 0 10px;">国</td> <td style="text-align: right; padding: 0 10px;">36,216</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公</td> <td style="text-align: right;">760</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>私</td> <td style="text-align: right;">1,660</td> <td></td> </tr> </table>	[国	36,216]		公	760			私	1,660	
[国	36,216]										
	公	760											
	私	1,660											

(ア) 第3種特別地域

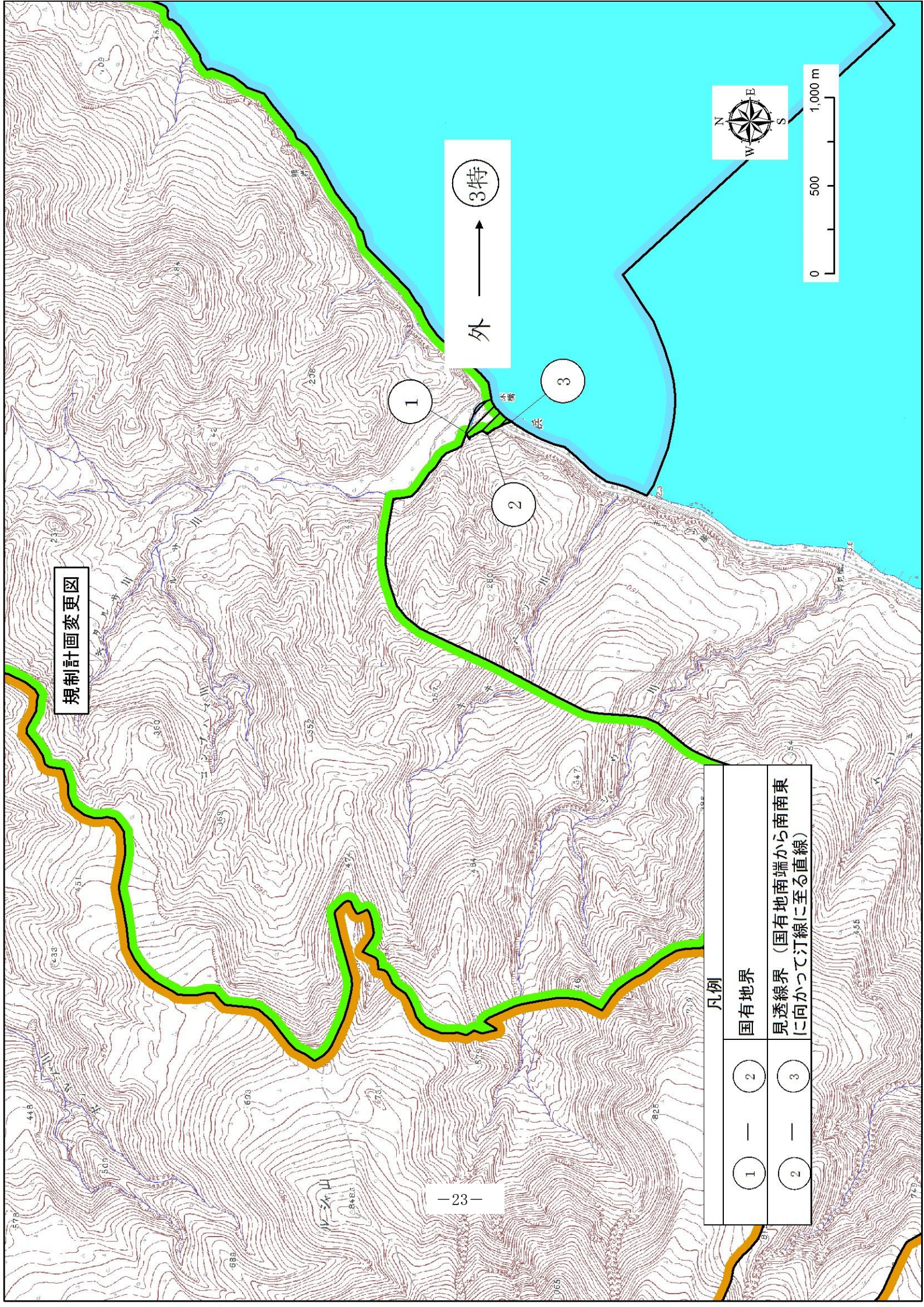
第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表3：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
1	拡張	特別地域の拡張	ルサ	北海道目梨郡羅臼町 北浜の一部

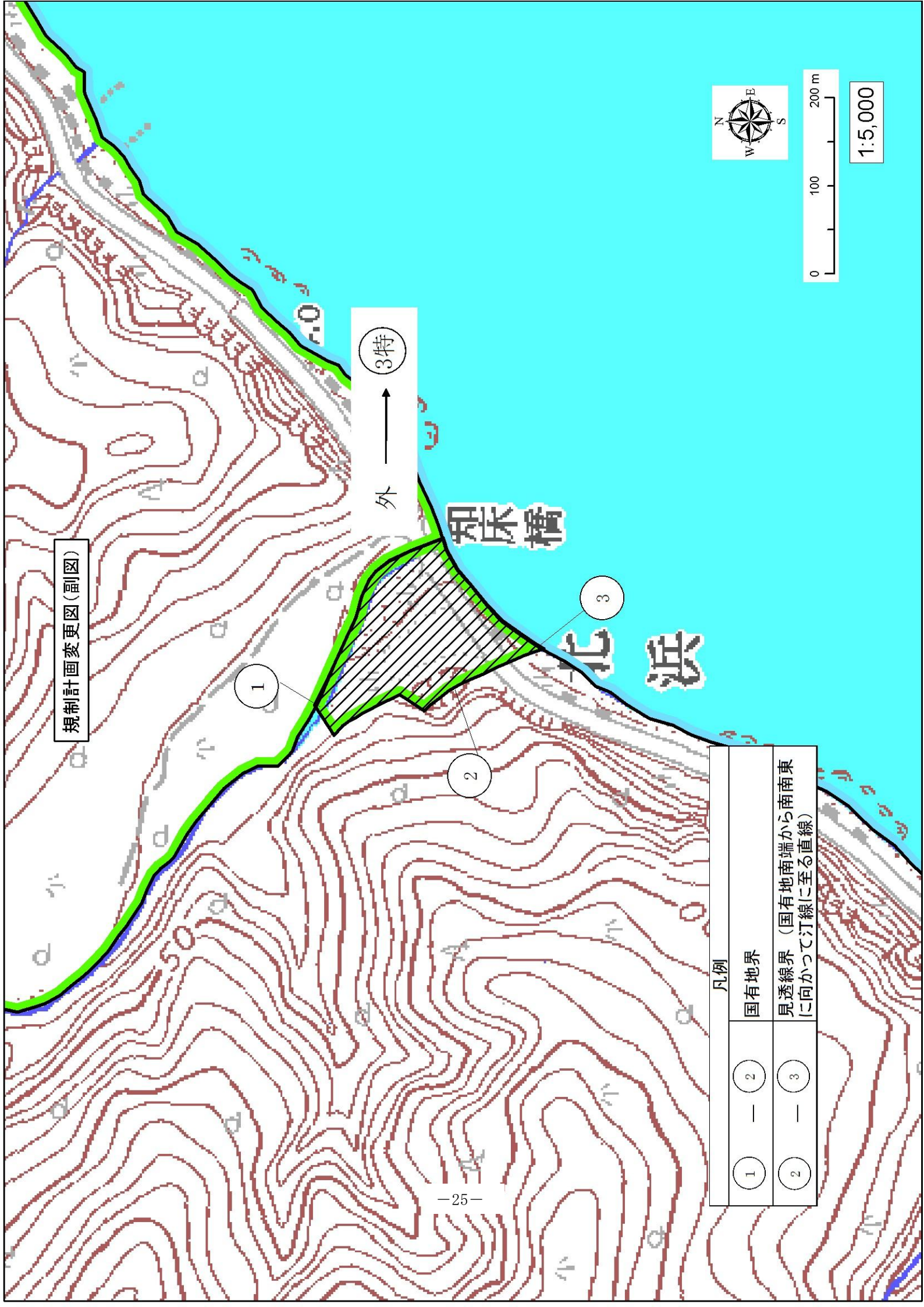
変 更 理 由	面積 (ha)												
<p>国立公園の境界に接し、公園のエントランスにあたる地区であり、隣接するルサ川では、サケマス類の遡上が見られ、周辺にはシマフクロウなど希少野生動物やヒグマも生息する良好な自然環境が残された場所である。</p> <p>平成21年には、知床世界遺産ルサフィールドハウスが整備され、知床世界自然遺産地域及び国立公園のうち、特に知床半島先端部地区や海域の自然及び保護管理に関する普及啓発がなされている。</p> <p>また、当該地区は、知床半島におけるエゾシカの主要な越冬地の一つであり、エゾシカ対策を重点的に講じていくべき地区の一つにもなっている。</p> <p>当該地区の良好な風致を維持するとともに、本公園の教化機能の充実に資するため、第3種特別地域とするものである。</p>	<p style="text-align: right;">3</p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">[</td> <td style="padding: 0 10px;">国</td> <td style="text-align: right; padding: 0 10px;">1</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>私</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td></td> </tr> </table>	[国	1]		公	2			私	0	
[国	1]										
	公	2											
	私	0											
変更部分面積計	<p style="text-align: right;">3</p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">[</td> <td style="padding: 0 10px;">国</td> <td style="text-align: right; padding: 0 10px;">1</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>私</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td></td> </tr> </table>	[国	1]		公	2			私	0	
[国	1]										
	公	2											
	私	0											
変更前第3種特別地域面積	<p style="text-align: right;">8,036</p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">[</td> <td style="padding: 0 10px;">国</td> <td style="text-align: right; padding: 0 10px;">8,015</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公</td> <td style="text-align: right;">8</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>私</td> <td style="text-align: right;">13</td> <td></td> </tr> </table>	[国	8,015]		公	8			私	13	
[国	8,015]										
	公	8											
	私	13											
変更後第3種特別地域面積	<p style="text-align: right;">8,039</p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">[</td> <td style="padding: 0 10px;">国</td> <td style="text-align: right; padding: 0 10px;">8,016</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公</td> <td style="text-align: right;">10</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>私</td> <td style="text-align: right;">13</td> <td></td> </tr> </table>	[国	8,016]		公	10			私	13	
[国	8,016]										
	公	10											
	私	13											

規制計画変更図



外 → 3特

凡例	
① —	②
② —	③
国有地界 見透線界 (国有地南端から南南東 に向かって汀線に至る直線)	



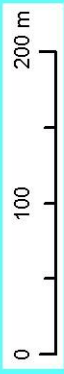
規制計画変更図(副図)

外 → 3特

却床橋

北浜

凡例	
① — ②	国有地界
② — ③	見透線界 (国有地南端から南南東に向かって汀線に至る直線)



1:5,000



イ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積（変更後）

(表 4 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分	特 別					
	特別保護地区			第 1 種特別地域		
土地所有別	国	公	私	国	公	私
土地所有別面積	22,159	92	1,275	3,816	0	6
地種区分別面積 (比 率)				3,822 (9.9)		
地域地区別面積 (比 率)	23,526 (60.9)					
地域別面積 (比 率)						

(イ) 地域地区別市町村別面積

(表 5 : 地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区 市町村		現 行				合 計 (陸域) (A)
		特 別 地 域				
		特保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
北 海 道	斜里郡斜里町	15,089	2,149	2,336	3,437	23,011
	目梨郡羅臼町	8,437	1,673	913	4,599	15,622
合計		23,526	3,822	3,249	8,036	38,633

地 域						合 計 (陸 域)		
第 2 種特別地域			第 3 種特別地域					
国	公	私	国	公	私	国	公	私
2,225	658	366	8,016	10	13	36,216 (93.7)	760 (2.0)	1,660 (4.3)
3,249 (8.4)			8,039 (20.8)					
			15,110 (39.1)					
			38,636 (100.0)			38,636 (100.0)		

変 更 後					合 計 (陸域) (B)	増 減 (B - A)
特 別 地 域						
特保	第 1 種	第 2 種	第 3 種			
15,089	2,149	2,336	3,437	23,011	0	
8,437	1,673	913	4,602	15,625	3	
23,526	3,822	3,249	3 8,039	38,636	3	

(2) 利用調整地区

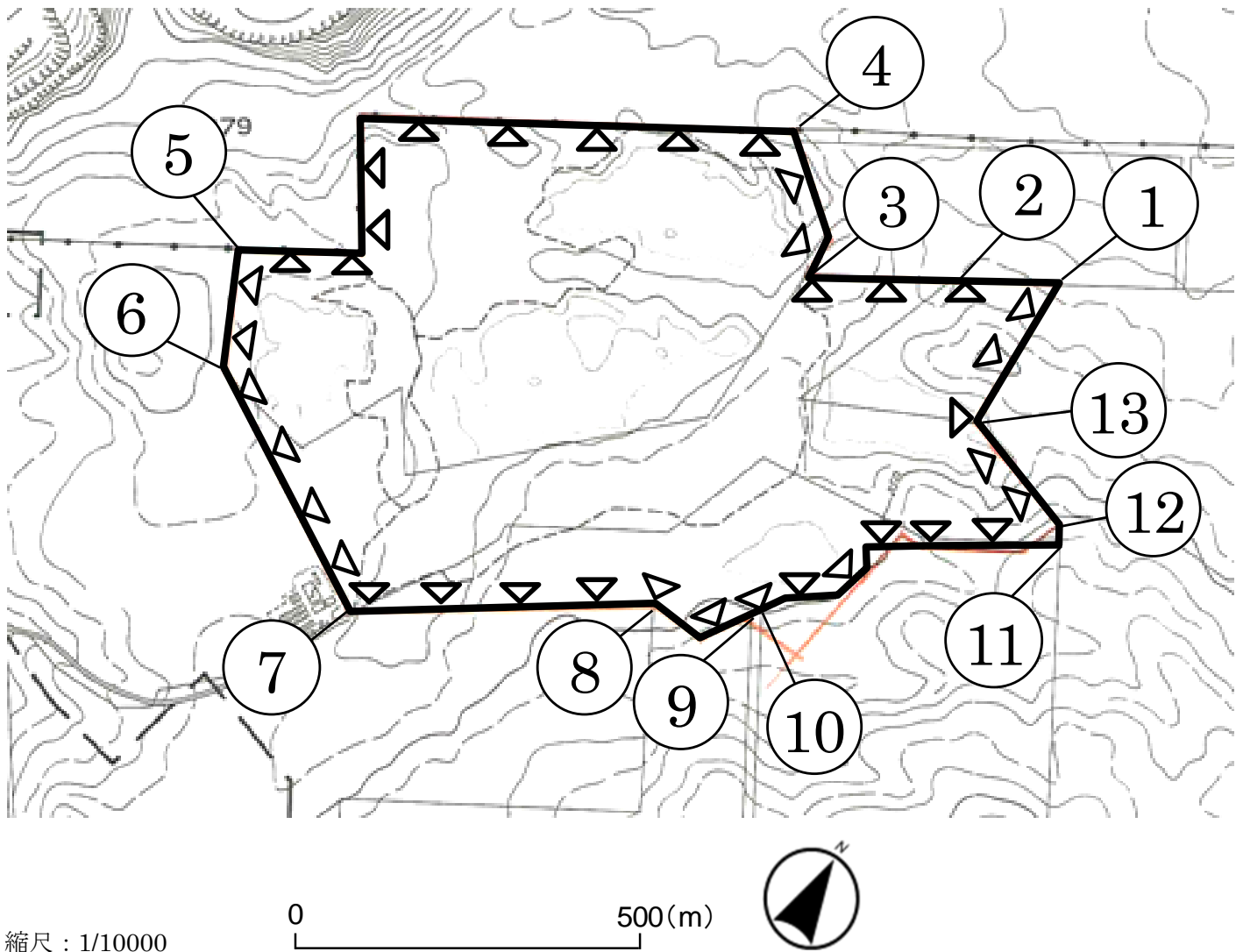
利用調整地区を次のとおりとする。

(表 6 : 利用調整地区表)

番号	名称	区 域	地種区分
1	知床五湖	北海道斜里郡斜里町遠音別村の一部	特別保護地区

区域の概要	面積	備考
<p>知床五湖は、トドマツ、エゾマツ、ミズナラなどに代表される自然性の高い針広混交林が分布しているのに加え、周辺の地形は溶岩台地で火山性堰止め湖沼が点在していることからミズバショウ等の湿地性の植物も多く、ヒグマ等の野生鳥獣にとって重要な地域となっている。</p> <p>一方、知床を代表する利用拠点であることから利用者の集中等により歩道の荒廃、歩道の踏み外しによる周辺植生の踏み付けや裸地化が見られる他、不特定多数の利用者とヒグマの軋轢も生じている。</p> <p>一定の利用ルールの下で適正な公園利用を行い、自然環境への負荷の増大を防ぐとともに、より質の高い自然体験を享受する場として持続的な利用を図り、将来世代に自然環境を継承する。</p>	56.4	<p>規制期間は原則として5月10日から10月20日までとする。ただし、期間は利用状況を踏まえて、毎年度見直しを行い、別に定めるものとする。</p>

知床五湖利用調整地区区域図



縮尺：1/10000

※上記区域線で囲まれる地区のうち、高架木道敷地は除く。

利用調整地区区域線	
① - ②	土地所有界 (国有地・民有地)
② - ③	土地所有界 (町有地・民有地)
③ - ④	土地所有界 (国有地・民有地)
④ - ⑤	国有林界
⑤ - ⑥	土地所有界 (国有地・町有地)
⑥ - ⑦	見通し線界 (国有地境界と⑦歩道起点)
⑦ - ⑧	見通し線界 (⑦歩道起点と道有地境界)
⑧ - ⑨	土地所有界 (国有地・道有地)
⑨ - ⑩	見通し線界 (道有地境界と道有地境界)
⑩ - ⑪	土地所有界 (国有地・道有地)
⑪ - ⑫	見通し線界 (道有地境界と国有地境界)
⑫ - ⑬	見通し線界 (国有地境界と国有地境界)
⑬ - ①	土地所有界 (国有地・町有地)

3 事業計画

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

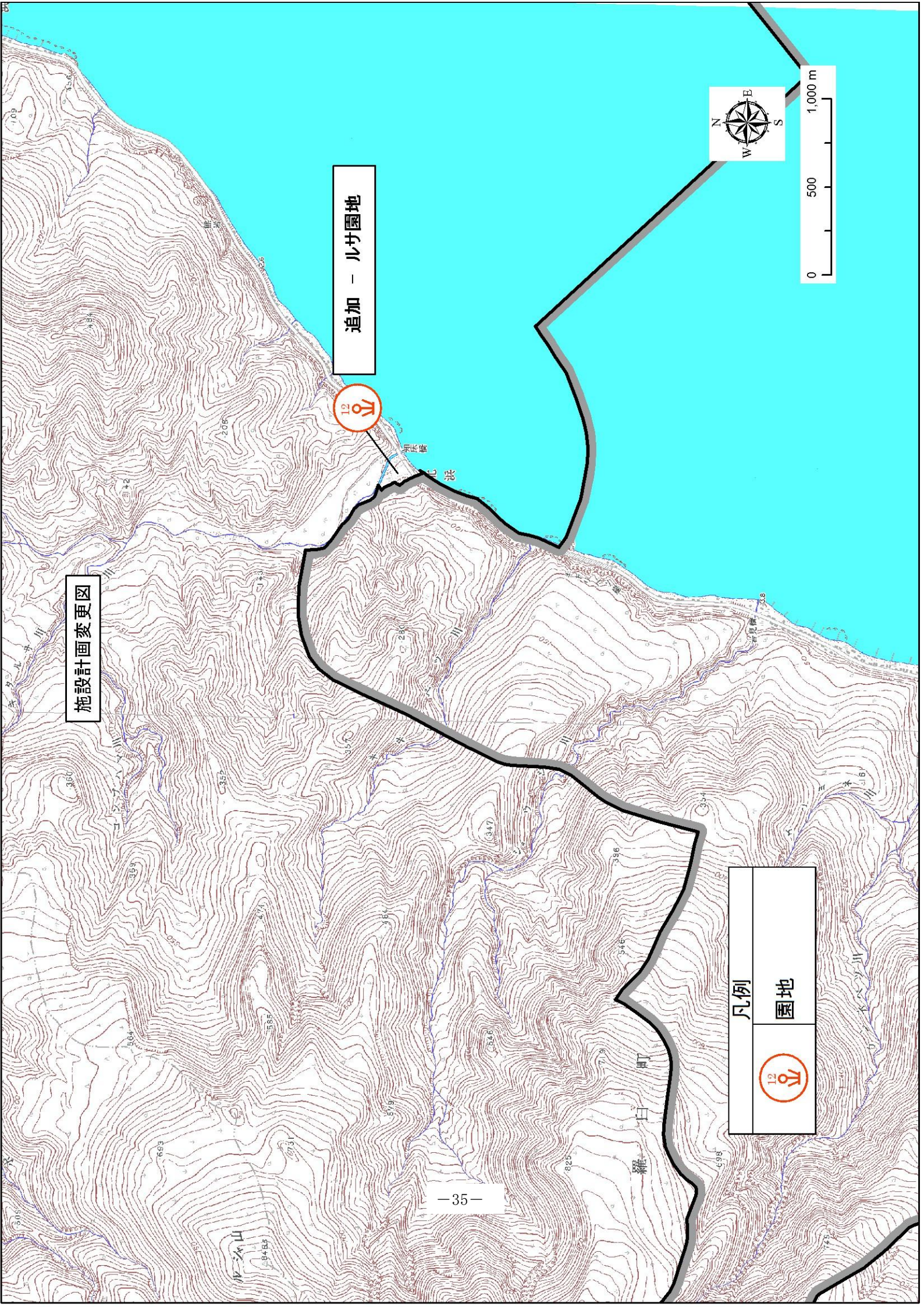
(ア) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表 7 : 単独施設追加表)

番号	種 類	位 置
12	園地	北海道目梨郡羅臼町 (ルサ)

整備方針	旧計画との関係
本公園東海岸の探勝利用者の休憩、展望、案内、指導等に必要 な施設を整備する。	新規



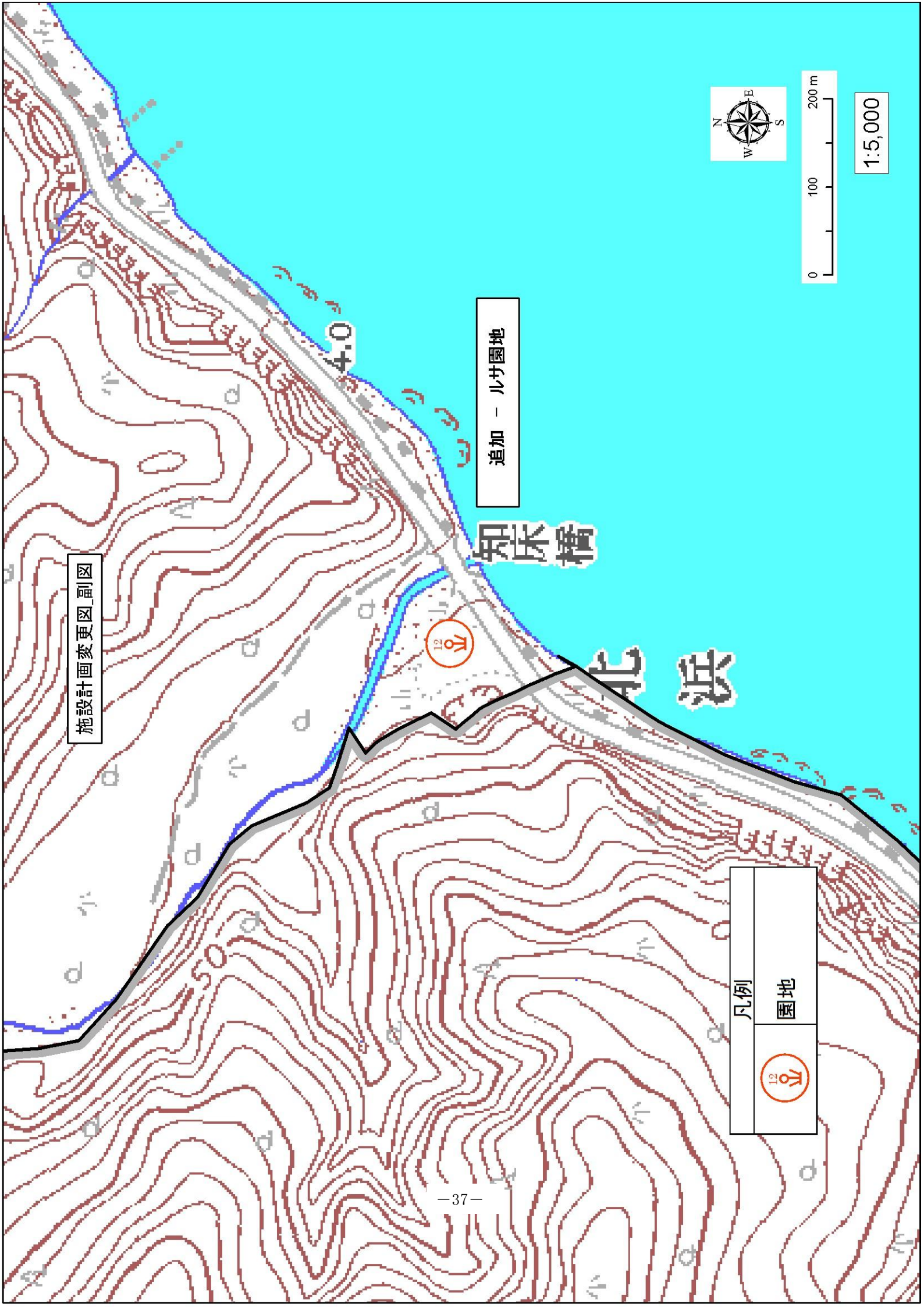
追加 - ルサ園地



施設計画変更図

凡例

園地



施設計画変更図_副図

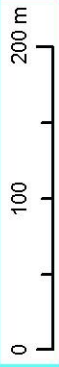
追加 - ルサ園地

知床橋

北浜

凡例

園地



1:5,000

(2) 生態系維持回復計画

生態系維持回復計画を次のとおりとする。

ア 生態系維持回復事業

次の生態系維持回復事業を追加する。

(表 8 : 生態系維持回復事業表)

番号	名 称	区 域
1	知床生態系維持回復事業	知床国立公園全域

事業の実施方針	旧計画との関係
<p>エゾシカの高密度状態による知床の生態系への過度の影響を軽減するため、知床国立公園各地において、エゾシカによる生態系への影響を早期に把握するためのモニタリング調査を実施するとともに、必要に応じて、防御的手法（シカ侵入防止柵の設置等）、個体数調整（銃猟や囲い罠等）等の対策を講じる。また、これらの対策の効果を検証するため、事後のモニタリングを実施し、その成果を対策に反映する順応的管理を実施する。</p> <p>また、エゾシカの採食圧により、本来の自然植生が失われた地域において影響を及ぼしている侵略的な外来植物の防除を行う。</p>	<p>新 規</p>